

# 外郭団体の経営健全化指針（案）

## 1 指針の目的

外郭団体の経営健全化は、それぞれの団体が自主的に取り組むべきものであるが、県が出資または出えん、財政支出、職員派遣等により経営に密接に関与している場合は、県と団体の双方が共通した理解と認識に基づき、ともに取り組む必要がある。

本指針は、県と外郭団体が抜本的見直しおよび経営の健全化・自立的運営を進めるための基本的な考え方を示すものであり、県は各団体の自主性を尊重しつつ、本指針に基づき外郭団体の経営の健全化および自立的運営の推進を要請するとともに、統一的な視点から必要な指導、監督、助言を行うものとする。

## 2 団体の定義

「外郭団体」とは、福井県道路公社および次のいずれかに該当する法人のうち別紙に掲げるものをいう。

ア 県が資本金、基本金その他これらに準ずるもの（以下「資本金等」という。）の4分の1以上を出資または出えん（以下「出資等」という。）している法人

イ 出資等の比率にかかわらず、設立の経緯や人的・財政的支援の継続性等から判断し、県との関わりが深く、本指針の対象とすることが適当と認められる法人

## 3 推進期間

本指針に基づく取組み期間は、平成24年度から平成27年度までの4年間とする。

## 4 経営健全化の方法

### （1）評価の実施

ア 評価の実施計画

総務部長は、その年度の団体評価および経営評価の対象となる外郭団体について実施計画を作成し、外郭団体を指導監督する事務を所掌する本庁の部長、教育長および警察本部長（以下「所管部長等」という。）および対象団体に通知する。

イ 団体評価

県（総務部長および所管部長等をいう。以下同じ）は、すべての外郭団体について、別に定める外郭団体評価実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき外郭団体の目的および主要事業の評価（以下「団体評価」という。）を行う。

## ウ 経営評価

県は、団体評価において存続すべきと判断した外郭団体について、実施要領に基づき外郭団体の組織運営および財務状況等の評価（以下「経営評価」という。）を行う。

### (2) 外部委員の意見の聴取

前項の評価に当たっては、県は経営の専門家等を中心とする外部委員から意見を聴取するものとする。

### (3) 評価後の指導

所管部長等は、団体評価および経営評価の結果を踏まえ、外郭団体に対し必要な組織の見直しまたは経営改善の指導を行う。

### (4) 経営改善状況の確認

ア 所管部長等は、所管する外郭団体が県の指導に基づき必要な改善を行っているか毎年確認を行い、その内容を総務部長に報告する。

イ 総務部長は、所管部長等から報告を受けた外郭団体の経営改善状況を取りまとめ、行財政改革推進懇談会に報告するとともに、ホームページへの掲載その他の方法により公開する。

## 5 団体評価

### (1) 評価の手順

#### ア 評価調書の作成

所管部長等は、その年度の団体評価の対象となる外郭団体に対し、団体評価に必要な財務資料および外郭団体評価調書の作成および提出を求めめる。

#### イ 評価書の作成

県は、財務資料および評価調書をもとに外郭団体の課題を抽出し、団体評価および当該評価に基づく指導の基本方針（以下「団体指導基本方針」という。）を検討し、評価書を作成する。

#### ウ 評価の決定

総務部長は、団体評価の結果および団体指導基本方針について外部委員から意見を聴取し、評価を決定する。

### (2) 評価項目

#### ア 目的の適合性

外郭団体の設立目的に十分な必要性が認められるか、また、実施事業は設立目的に適合し、十分な必要性、公益性が認められるか、設立当時ではなく現在の視点に立ち検証

### (3) 指導の基本方針

団体評価における点検・検証の結果、県が指導を行うべき内容はア～ウのとおりとする。

#### ア 解散

・ 設立目的を達成し、主要事業を実施していないもの

- ・過去と比較して主要事業の意義が薄れたと判断されるもの
- ・自主財源が乏しい等の理由から事業を休止せざるを得ないなど、中期的な事業計画の作成が困難と認められるもの

#### イ 民営化

- ・民間と競争関係にある事業を主としており、県が出資等を行うことが適切でないもの
- ・主に収益事業を実施し経営的に独立しており、県が出資等を行う意義がなくなっているもの

#### ウ 存続

- ・解散または民営化が、適切でないもの、または困難なものについては存続する外郭団体とし、経営評価を実施

## 6 経営評価

### (1) 評価の手順

#### ア 評価調書の作成

所管部長等は、その年度の経営評価の対象となる外郭団体に対し、団体評価に必要な財務資料および外郭団体評価調書の作成および提出を求める。

#### イ 評価書の作成

県は、財務資料および評価調書をもとに外郭団体の経営上の課題を抽出し、経営評価および指導の基本方針（以下「経営指導基本方針」）の検討を行い、評価書を作成する。

#### ウ 評価の決定

総務部長は、評価結果および経営指導基本方針について外部委員から意見を聴取し、評価を決定する。

### (2) 評価項目

#### ア 組織運営の健全性

##### ①財務の計画性・持続性

事業を計画的かつ継続的に実施する観点から、人件費、管理費、事業費、経常収支等の財務状況が健全な水準にあるかを検証

##### ②監査等の体制

公正妥当と認められる会計基準に従い財務諸表が作成されており、県および監事による監査等を受け適切に運営されているかを検証

##### ③財産運用の状況

県の指導に基づき出資金等が適切に運用されているかを検証

##### ④情報公開の状況

法人の経営状況、県の支援の状況等を県民に積極的に公表しているかを検証

#### イ 自立性

##### ①組織の独立性

専任の事務局があり、独立して運営されているかを検証

② 県出資等の妥当性

出資等の目的および意義を、現在の視点に立ち検証

③ 県の人的関与の妥当性

県職員の派遣または役員への就任が必要な最小限の人数となっているかを検証

④ 県の財政的関与の妥当性

県の補助事業、委託事業の必要性を検証

(3) 指導の基本方針

経営評価における点検・検証の結果、県が指導を行うべき内容はア～ウのとおりとする。

ア 統廃合

- ・ 安定的な収入が確保されていない、または将来的に事業規模の縮小が予測されるなど、現在の組織体制では経営改善が見込めないもの
- ・ 設立目的や事業内容が類似しており、統廃合により機能強化または事業効率の向上が期待できるもの
- ・ 主として県の施策を推進するために出資した団体で、社会経済情勢の変化により施策を推進する必要性が著しく乏しくなったもの

イ 自立化（県の人的・財政的支援の縮小）

- ・ 県から役職員の派遣を受けているもの
- ・ 事業の財源を県の補助事業、借入金に依存しているもの

ウ 経営改善

- ・ その他、外郭団体として監査体制や情報公開等が不十分と認められるもの

7 所管部長等の指導・助言

(1) 外郭団体に対する指導

所管部長等は、毎年7月31日までに、外郭団体に対し前年度の経営状況等に関する報告および書類の提出を求め、次の観点から適切な指導および助言を行う。

ア 法令、定款、寄付行為等に基づき、設立の目的に合致した事業が適正に実施されていること。

イ 社会経済情勢や県民のニーズの変化に適合するよう事業の必要性、事業の対象、事業の実施方法等、事業内容の見直しが行われていること。

特に、県の出資・出えん金については以下の点に留意すること。

- ・ 一般社団法人または一般財団法人へ移行する外郭団体については、原則として公益目的支出計画により県出資等相当額を県へ寄付するよう要請すること。
- ・ 商法法人への出資金については、その必要性を検証し、法人株式の売却など出資等の見直しを検討すること。

ウ 県からの出資または出えんの増額、補助金の交付等の財政的援助を受け

ることなく、自ら主体的な経営を行うことができるよう自主財源の確保に努めるとともに、経営の改善、経費、組織の見直しなどが図られていること。

特に、県からの補助金および委託料の支出については以下の点に留意すること。

#### ①補助金

- ・補助金については、補助対象事業が県の事業と重複しないようにするとともに、外郭団体自らの具体的な歳出削減策を求めること。また、内容、効果等を踏まえ、可能なものから補助対象の範囲および補助率の見直しを行う。

#### ②委託料

- ・委託料については、委託する事業の必要性、その内容等を常に検討し見直しを行うとともに、委託料の算定に当っては、社会情勢の変化による単価の見直しなど適正化に努めること。

エ 経営状況が悪化している外郭団体については、経営改善に関する検討が行われ、かつ、その結果に基づいて必要な措置が講じられていること。

オ 組織および人員の見直しを行い、運営の効率化が図られていること。

特に、県職員の派遣および役員への就任については以下の点に留意すること。

#### ①県職員の派遣

- ・県職員の派遣は、県の事務または事業と密接な関連を有し、かつ県が施策の推進を図るため人的支援を行うことが必要であると認められる団体に対して行うものであることを踏まえ、県施策を推進する上で必要な最小限の数とし、外郭団体の自立を促進する観点から派遣期限を設けること。
- ・外郭団体の要請に基づき、県職員を派遣する場合は、その目的、当該団体において従事すべき業務、期間等について総務部長と協議すること。

#### ②県職員等の役員への就任

- ・県職員の役員への就任は、必要最小限の数とすること。

カ 外郭団体の役員および職員の給与その他の勤務条件について適正化が図られていること。

キ 県が経営または事務の改善を求めた事項について、必要な見直しが図られていること。

### (2) 総務部長の調整

総務部長は、所管部長等が行う外郭団体に対する取組みが統一的かつ円滑に行われるよう調整を行う。

### (3) その他の団体に対する指導

県は、新公益法人制度への対応等特に必要と認められる場合は、外郭団体以外の県出資・出えんしている団体に対しても当該指針に定める基準に準じ

た指導・監督を行う。

## 8 情報公開

所管部長等は、外郭団体の運営が県民に開かれたものとなるよう、次の事項に留意し、情報公開等に努めるよう指導および助言を行う。

### (1) 経営状況の公表

外郭団体の経営状況等について、ホームページへの掲載その他の方法により、外郭団体自らが積極的かつ分かりやすい情報公開を行うよう指導に努めること。

### (2) 関係書類の閲覧

法令や通知等に定められた財務資料および事業計画書等の書類を主たる事務所に備え置くよう指導に努めること。

## (別表) 外郭団体等一覧

- 1 (財)福井県大学等学術振興基金
- 2 (財)ふくい女性財団
- 3 (財)福井県青少年育成一灯基金
- 4 (財)福井県消防協会
- 5 (財)福井県産業廃棄物処理公社
- 6 (財)認知症高齢者医療介護教育センター
- 7 (財)福井県腎臓バンク
- 8 (財)福井県生活衛生営業指導センター
- 9 (公財)ふくい産業支援センター
- 10 (財)福井県産業会館
- 11 (財)福井県骨材工業振興基金協会
- 12 (財)福井県眼鏡産業振興基金協会
- 13 (財)福井県労働者福祉基金協会
- 14 (財)福井県企業公社
- 15 (財)福井県国際交流協会
- 16 (社)ふくい農林水産支援センター
- 17 (社)福井県畜産経営安定基金協会
- 18 (社)福井県畜産協会
- 19 (財)福井県内水面漁業振興会
- 20 (財)福井県林業従事者確保育成基金
- 21 (財)福井県建設技術公社
- 22 福井県道路公社
- 23 (財)足羽川水源地域対策基金
- 24 (財)福井県下水道公社
- 25 福井埠頭(株)
- 26 敦賀港国際ターミナル(株)
- 27 (財)ボーイスカウト福井連盟維持財団
- 28 (財)福井県文化振興事業団
- 29 (公社)福井県防犯協会
- 30 (公財)福井県暴力追放センター